

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

その区域を示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道胆振支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 8 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

目次	ページ
告 示	
○北海道自然保護条例に基づく保護地区等の指定の解除……………	(自然環境課) 19
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業支援課) 19
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課) 19
○土地改良区の定款及び事業計画の変更の認可……………	(農業支援課) 20
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課) 20
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課) 20
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課) 20
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課) 21
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………	(河川課) 21
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	(砂防災害課) 21
○都市計画の変更の決定……………	(都市計画課) 22
○都市計画事業の認可……………	(都市環境課) 22
○宅地建物取引業務の停止処分……………	(建築指導課) 22
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	22
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2 件）……………	23
○特定調達契約に係る入札の公告……………	24
道教育庁網走教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	25
道公安委員会規則	
○地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の一部を改正する規則……………	26
告 示	
北海道告示第576号	
昭和47年北海道告示第857号（北海道自然保護条例に基づく保護地区等の指定）により指定した早來のカラマツ記念保護樹木は、その指定を解除する。	

北海道告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北見土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成21年 8 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成21. 7. 1	理 事	矢 萩 徹	北見市広郷816番地 4
同	同	同	安 藤 博 範	同 端野町二区1062番地 1
同	同	同	橋 場 親	同 上仁頃206番地
同	同	同	平 澤 一 男	同 端野町三区295番地 6
同	同	同	今 田 俊 博	同 常川714番地 5
同	同	同	川 添 仙 人	同 大正775番地
同	同	同	森 谷 雅 美	同 豊田799番地 4
同	同	同	岩 崎 隆 幸	同 東相内町879番地 2
同	同	監 事	菊 田 幹 雄	同 小泉382番地 7
同	同	同	本 田 豊 身	同 相内町97番地
同	同	同	小 川 吉 猶	同 端野町二区1302番地 1
退 任	同 21. 6.30	理 事	吉 田 幹 雄	同 二区1277番地 1
同	同	同	今 田 俊 博	同 常川714番地 5
同	同	同	矢 萩 徹	同 広郷816番地 4
同	同	同	平 澤 一 男	同 端野町三区295番地 6
同	同	同	畑 中 豊 作	同 東相内町337番地
同	同	同	川 岸 一 三	同 豊田212番地10
同	同	同	川 添 仙 人	同 大正775番地
同	同	同	橋 場 親	同 上仁頃206番地
同	同	監 事	小 川 吉 猶	同 端野町二区1302番地 1
同	同	同	本 田 豊 身	同 相内町97番地
同	同	同	菊 田 幹 雄	同 小泉382番地 7

北海道告示第578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 8 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土 地 改 良 区 名

平成21. 8. 5 由 仁 土 地 改 良 区

平成21. 8. 6 てしおがわ土地改良区

北海道告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び第48条第1項の規定により、平成21年 8 月 6 日、池田土地改良区の定款及び土地改良事業（維持管理）計画の変更を認可した。

平成21年 8 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（稔南地区畑地帯総合整備［担い手支援型］（農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成21年 8 月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 8 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第581号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成21年 8 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 虻田郡豊浦町字高岡67の1（次の図に示す部分に限る。）、
1の7

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 日高郡新ひだか町東静内374地先・173・176・177（以上1筆
地先3筆について次の図に示す部分に限る。）、381

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第582号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年 8 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 様似郡様似町字幌満109の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第583号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年 8 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紋別郡湧別町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁産業振興部林務課及び湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第584号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 8 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 河 川 の 名 称 一級河川石狩川水系篠路新川
- (2) 廃川敷地等が生じた年月日 平成21年 8 月14日
- (3) 廃川敷地等の位置 (左岸) 札幌市東区北丘珠4条4丁目734番22地先から同3条4丁目658番1地先まで
- (4) 廃川敷地等の種類及び数量 土地 3,253.71㎡
- (5) 縦 覧 場 所 北海道札幌土木現業所
- 2 (1) 河 川 の 名 称 二級河川登川水系登川
- (2) 廃川敷地等が生じた年月日 平成21年 8 月14日
- (3) 廃川敷地等の位置 (右岸) 余市郡余市町登町645番1地先から同999番3地先まで
- (4) 廃川敷地等の種類及び数量 土地 4,684.81㎡

(5) 縦 覧 場 所 北海道小樽土木現業所

北海道告示第585号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 8 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

室蘭西小路2その2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線、標柱22号から標柱26号までを順次結んだ線、標柱1号と26号を結んだ線及び昭和57年5月13日北海道告示第980号で指定した第1号に掲げる区域の標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域

市	字	地番	標柱番号
室蘭市	西小路町	38番1地先道路敷地	1
同	緑町	97番14	2
同	同	同	3
同	西小路町	40番2	4
同	同	同	5
同	同	同	6
同	同	48番2	7
同	同	40番2	8
同	緑町	97番11	9
同	同	同	10
同	西小路町	13番6	11
同	同	13番5	12
同	同	34番1	13
同	同	11番4	14
同	同	11番11	15
同	同	20番19	16
同	同	24番2	22
同	同	48番2	23
同	同	38番12	24
同	同	38番2	25

室蘭市 西小路町 38番 8 地先道路敷地 26

北海道告示第586号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成21年 8 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 都 市 計 画 の 種 類 道路

2 都市計画を定めた土地の区域

種 別 名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路 3・3・1号国道37号線	洞爺湖町入江	洞爺湖町清水	洞爺湖町本町
同 3・4・2号国道230号線	洞爺湖町洞爺湖温泉	洞爺湖町入江	洞爺湖町泉
同 3・4・3号眺湖通	洞爺湖町洞爺湖温泉	洞爺湖町洞爺湖温泉	洞爺湖町洞爺湖温泉
同 3・4・4号駅前大通線	洞爺湖町本町	洞爺湖町浜町	洞爺湖町本町
同 3・4・5号高砂通	洞爺湖町旭町	洞爺湖町高砂町	洞爺湖町高砂町
同 3・4・7号海岸通	洞爺湖町本町	洞爺湖町本町	洞爺湖町浜町
同 3・4・8号中央通	洞爺湖町洞爺湖温泉	洞爺湖町洞爺湖温泉	洞爺湖町洞爺湖温泉
同 3・4・9号インター通	洞爺湖町泉	洞爺湖町栄町	洞爺湖町高砂町

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成21年 8 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 施 行 者 の 名 称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業（3・3・19号一番通）
- (3) 事 業 施 行 期 間 平成21年 8 月14日から平成26年 3 月31日まで
- (4) 事 業 地
- ア 収 用 の 部 分 旭川市永山 6 条 5 丁目、永山 6 条 6 丁目、永山 6 条 7 丁目、永山 6 条 8 丁目、永山 7 条 5 丁目、永山 7 条 6 丁目、永山 7 条 7 丁目及び永山 7 条 8 丁目地内
- イ 使 用 の 部 分 旭川市永山 6 条 5 丁目、永山 6 条 6 丁目、永山 6 条

7 丁目及び永山 6 条 8 丁目地内

- 2 (1) 施 行 者 の 名 称 千歳市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 千歳恵庭圏都市計画道路事業（3・4・20号北新通）
- (3) 事 業 施 行 期 間 平成21年 8 月14日から平成23年 3 月31日まで
- (4) 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 千歳市北信濃及びあずさ 5 丁目地内
- 3 (1) 施 行 者 の 名 称 千歳市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 千歳恵庭圏都市計画道路事業（3・4・24号ひばりヶ丘通）
- (3) 事 業 施 行 期 間 平成21年 8 月14日から平成23年 3 月31日まで
- (4) 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 千歳市北信濃、勇舞 1 丁目、勇舞 2 丁目及び北陽 3 丁目地内

北海道告示第588号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第 2 項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第 1 項の規定により公告する。

平成21年 8 月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 商 号 又 は 名 称 合同会社千成屋地建
- 2 代 表 者 氏 名 小泉 和也
- 3 主たる事務所の所在地 札幌市東区北21条東12丁目 2 番15号
- 4 免 許 証 番 号 北海道知事 石狩⁽¹⁾第7330号
- 5 業 務 停 止 の 期 間 平成21年 8 月18日から平成21年11月17日までの 3 か月間
- 6 業 務 停 止 の 範 囲 宅地建物取引業の全業務

支 庁 告 示**北海道渡島支庁告示第85号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 8 月14日

北海道渡島支庁長 寺 山 朗

- 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を相手方に供し、乗用自動車1台を当該契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成21年10月30日（金）

(4) 納入場所 函館土木現業所八雲出張所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入車両の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成21年8月14日から同年9月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書の提出先 郵便番号 041-8554 函館市美原4丁目6番16号
北海道函館土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階入札室
（送付による場合は、郵便番号 041-8554 函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入札日時 平成21年9月30日（水） 午後1時30分（送付による場合は、同年9月29日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に見合う郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 郵便番号 041-8554 函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138-47-9608

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured : Car Quantity 1

B. Bid tendering date and time : 1 : 30 PM., September 30, 2009
(If mailed, bids must arrive no later than September 29)

C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Hakodate
District Public Works Management Office, 16-Gou, 6-Ban, 4-Chome, Mihara, Hakodate,
Hokkaido, 041-8554 Japan.
Phone : 0138-47-9608

北海道網走支庁告示第110号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年8月14日

北海道網走支庁長 武田 準一郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 除雪トラック（10t級、6×6、（S）・AG・1W（マックレー付） 1台
（除雪グレーダ（3.7m級）1台と交換）

(2) 凍結防止剤散布車（湿式4.0㎡、4WD、溶液タンク（6KL×2）、ツインチャンバ付） 1台

（除雪ドーザ（11 t 級） 1 台と交換）

2 落札者を決定した日

平成21年 7 月21日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 東北海道いすゞ自動車株式会社
住 所 帯広市大通南 7 丁目 8 番地
(2) 氏 名 株式会社日本除雪機製作所
住 所 札幌市手稲区稲穂 3 条 6 丁目 4 番38号

4 落札金額

- (1) 31,998,750円
(2) 29,967,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年 6 月 9 日付け北海道網走支庁告示第74号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道網走土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 網走市北 7 条西 3 丁目

北海道十勝支庁告示第90号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年 8 月14日

北海道十勝支庁長 竹 林 孝

1 落札者に係る物品等の名称及び数量

乗用自動車 2 台

（貨物兼乗用自動車 1 台および小型乗用自動車 1 台と交換）

2 落札を決定した日

平成21年 7 月24日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 釧路トヨタ自動車株式会社
(2) 住 所 釧路市鳥取大通 6 丁目 4 番 3 号

4 落札金額

3,580,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年 6 月12日付け北海道十勝支庁告示第70号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道十勝保健福祉事務所保健福祉部保健福祉企画課
(2) 所在地 帯広市東 3 条南 3 丁目

北海道十勝支庁告示第91号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 8 月14日

北海道十勝支庁長 竹 林 孝

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

乗用自動車 1 台（交換契約により貨物兼乗用自動車 1 台を相手方に供し、乗用自動車 1 台を当該契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成22年 3 月23日

(4) 納 入 場 所 北海道十勝支庁長が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第 8 号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年 8 月14日から同年 9 月 1 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080－8588 帯広市東 3 条南 3 丁目

北海道十勝支庁地域振興部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道十勝支庁地域振興部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階C会議室 (送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁地域振興部総務課) (2) 入札日時 平成21年9月11日 午前11時(送付による場合は、同月10日までに必着) (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 一連の調達契約に関する事項 (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 ア 名称及び数量 自動車の賃貸借 10台1式 イ 予定時期 平成22年2月ころ (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の告示 平成21年5月29日付け 北海道十勝支庁告示第66号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量110グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道十勝支庁地域振興部総務課に申し込むこと。 また、十勝支庁入札等の情報のホームページ(http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.htm)においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次	による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝支庁地域振興部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155-27-8508 11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : Car Quantity 1 B. Bid tendering date and time : 11:00 A.M., September 11, 2009 (If mailed, bids must arrive no later than September 10) C. Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan Phone : 0155-27-8508 道教育庁網走教育局告示 北海道教育庁網走教育局告示第21号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成21年8月14日 北海道教育庁網走教育局長 森 徳 男 1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たりの単価) (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 64台 (高等学校普通科用) (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 33台 (高等学校職業科用) 2 落札を決定した日 平成21年8月3日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝五丁目29番11号 4 落札金額(1月当たりの単価) (1) 153,195円 (2) 92,505円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成21年6月23日付け北海道教育庁網走教育局告示第20号
---	---

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課

(2) 所在地 網走市北 7 条西 3 丁目

道 公 安 委 員 会 規 則

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 8 月14日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第13号

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の一部を改正する規則

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成 2 年北海道公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「住所」を「連絡先」に改める。

第 5 条中「基づき」を「より」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。